

田園地域の取組 4 生活の利便性向上

点

中山間地域の取組 3 生活の利便性向上  
(小さな拠点の検討)

- 担い手の育成や集落間の連携を図るため、地域ニーズを踏まえ、農林・地域振興分野など関係施策との連携により、生活の利便性向上に取り組みます。
- 田園地域、中山間地域における生活の利便性向上や集落コミュニティの維持・活性化を図るため、空き施設などの活用を図ることにより、歩いて動ける範囲での商店、診療所などの生活サービスや地域活動の場の確保、複数の集落と中心的なエリアをコミュニティバス\*で結ぶなどの支援を検討します。

小さな拠点の検討

小学校区など、複数の集落が集まる基礎的な生活圏の中で、商店、診療所などの生活サービスや地域活動の場を歩いて動ける範囲でつなぎ、地域運営の仕組みを作ろうとする取組で、国土交通省国土政策局設置の検討会等において、先進事例の調査・研究が行われています。

さらに、この「小さな拠点」と各集落とコミュニティバス\*などで結ぶことで人々が集い、交流する機会を広げ、高齢者なども安心して暮らし続けられる生活圏＝「ふるさと集落生活圏」を形成することで、地域での暮らしを総合的に支えることができます。

「小さな拠点」とは、人口が減少しても人々の生活が守られ、地域に住み続けられることを目指す取組です。

小さな拠点の事例  
(上越市安塚区)



安塚コミュニティプラザでの活動風景  
(安塚・浦川原・大島地域)

安塚区コミュニティプラザでは、高齢者支援や集落活動支援、交流・文化活動支援、子育て支援、福祉有償運送など、多彩な生活サービスを展開しています。

出典：国土交通省国土政策局  
集落地域の大きな安心と希望をつなぐ「小さな拠点」づくりガイドブック(本編) (H25.3)



小さな拠点のイメージ

出典：国土交通省国土政策局  
【実践編】「小さな拠点」づくりガイドブック(概要) (H27.3)

上越市空き家等の適正管理及び活用促進に関する条例(平成 27 年度施行)

目的 市民の生活環境を保全し、もって魅力あるまちづくりの推進に寄与すること

対策 空き家等の 適切な管理  
活用促進

条例に基づき、学識経験者、市民などで構成する協議会の意見を聞きながら「空き家等対策計画」を検討し、市民の生活環境向上に向けて空き家対策に取り組めます。

- 限られた財源の中で効果的・効率的なまちづくりを進めるため、既存ストック\*の活用の可能性、事業の緊急性・必要性を見極め、投資効果、波及効果などを検証し、都市施設\*の見直しを行い、計画・決定を行います。
- 長期にわたって未着手となっている都市計画道路\*は、その必要性や事業実現性を踏まえて、見直しを検討します。
- 検討にあたっては、交通機能の代替性や事業の実現可能性などの検証を行い、住民の合意形成などを踏まえて、慎重に進めます。

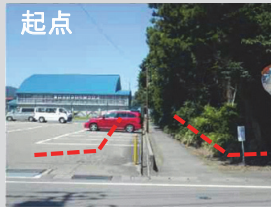
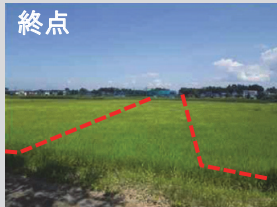
上越市の都市計画道路

都市計画道路\*とは、都市における道路のうち、都市計画決定したものです。  
 上越市の都市計画道路\*の整備率は全体で46.8%(H27.1.31時点)で、30年以上前に計画され、時代の変化によって必要性が変化している路線もあり、未着手となっている都市計画道路\*が多くあります。

都市計画道路の見直しを行いました

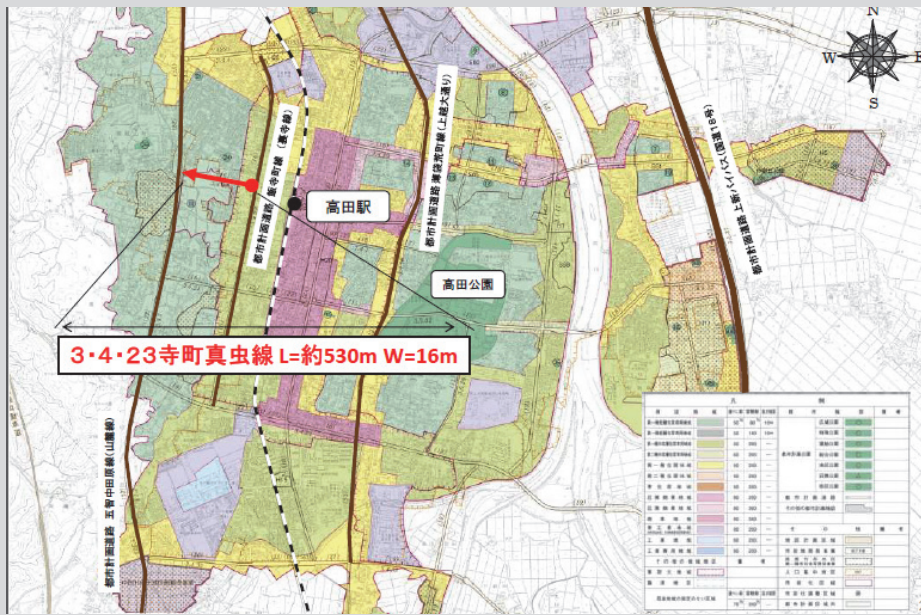
都市計画道路 3.4.23 寺町真虫線 (平成 26 年廃止)

- 交通機能、事業可能性の検証及び住民の合意形成を踏まえ、都市計画道路\*を廃止しました。
- 見直し対象路線は次のような観点から選定します。  
 ・長期未着手路線である ・代替路線が存在する など



見直しの進め方

- 見直し路線の選定など
- 見直し路線の現況調査・整理
- 見直し検討路線ネットワーク検証
- 見直し路線案の決定
- 地元説明会
- 地権者同意
- 法手続き





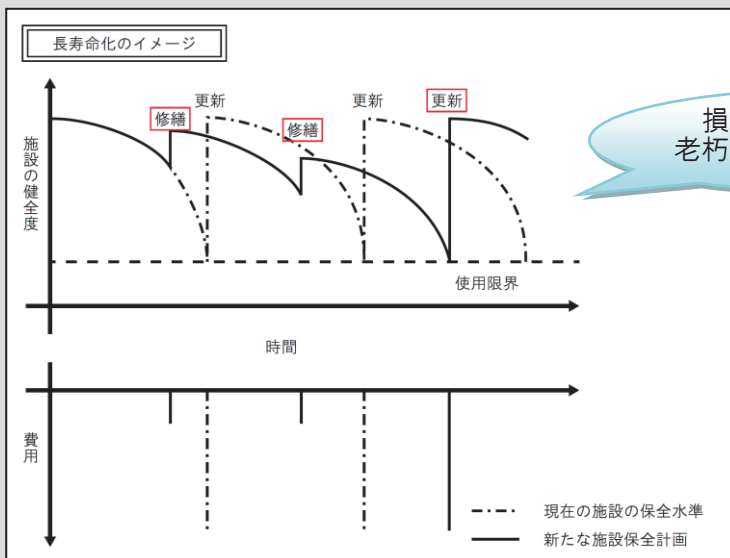
都市公園施設の長寿命化

都市公園施設の長寿命化とは、公園施設の老朽化が進む中で、必要な整備とのバランスを図りながら既存施設に損傷が深刻化する前に老朽化対策を行い、限られた予算の中で計画的・効率的に維持管理を行う取組です。

都市公園施設長寿命化計画を策定しました

- 都市公園\*における公園施設(遊具、柵等)については、今後進展する老朽化に対する安全対策の強化及び改築・更新費用の平準化を図る必要があります。
- このため長寿命化計画を策定し、計画的な公園施設の更新を行うこととしました。
- 今後は、長寿命化計画に基づき、都市公園施設の改築、更新を進めていきます。

対象:104 箇所の都市公園(136.6ha)



出典:上越市の主要事業・プロジェクト



修繕前



修繕後

長寿命化計画に基づく修繕事例

- 本都市計画マスタープランにおけるまちづくりの方針に基づき、土地利用と一体となった公共交通の再編について、事業者、市民の意向を踏まえ、関係分野と連携を図りながら検討します。

地域公共交通網形成計画(上越市総合公共交通計画)に基づく取組

地域公共交通網形成計画とは 本格的な人口減少社会における地域社会の活力の維持・向上を目標として、地域の望ましい公共交通網の姿を明らかにし、持続可能な地域公共交通網の形成を図り、地域公共交通\*の活性化及び再生を推進するための計画です。(改正地域公共交通活性化再生法 平成 26 年 11 月施行)

取組のポイント

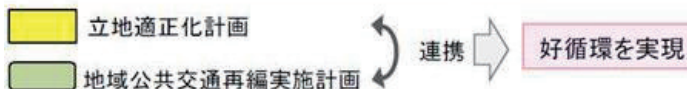
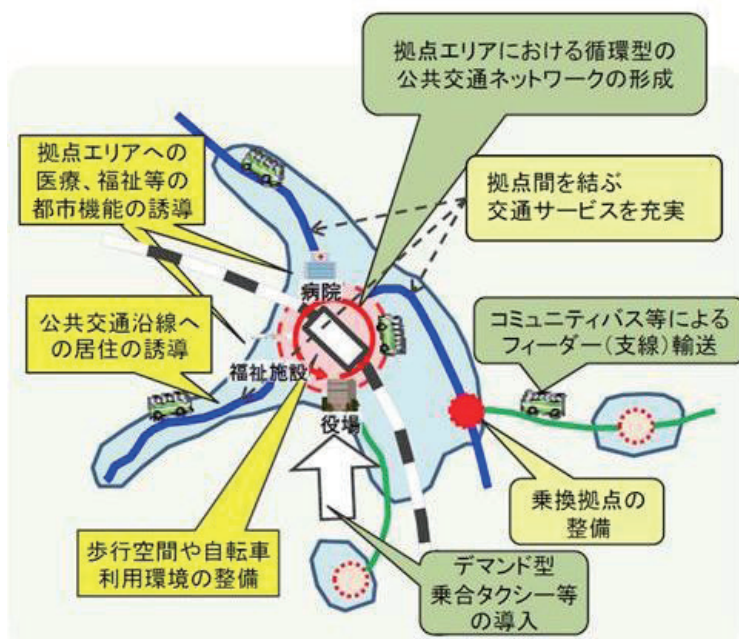
①質の高いサービスを効率的に提供する

- 各種機能を一定のエリアに集約化し、サービスの効率性を確保した中で、各地域をネットワーク化することにより、各種の都市機能\*に応じた圏域人口を確保

②新たな価値を創造する

- 人・モノ・情報の交流・出会いが活発化し、イノベーション\*、新たな価値創造につながる。
- 賑わいを創出し、地域の歴史・文化などの継承・発展にも寄与する。

参照：国土のグランドデザイン 2050



出典：改正地域公共交通活性化再生法 (平成 26 年 5 月成立)の概要

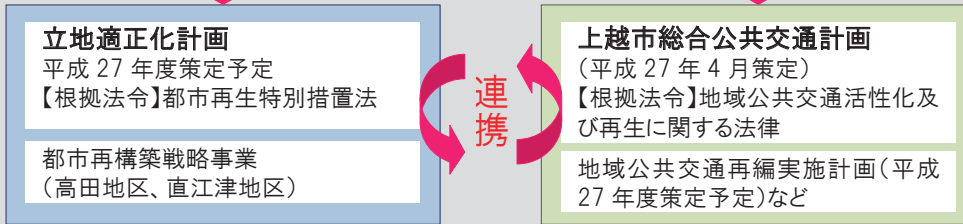
地域公共交通再編実施計画とは、地域公共交通網形成計画において、路線の再編等を行う事業(地域公共交通再編事業)に関する事項が定められたときは、地方公共団体は、当該事業が行われる区域内の関係する公共交通事業者等の同意を得て、当該地域公共交通再編事業を実施するための計画

「上越市総合公共交通計画」を策定しました

平成 26 年 5 月より開催してきた上越市地域公共交通活性化協議会での協議を経て、「上越市総合公共交通計画」を策定しました。  
 今後も、上越市総合公共交通計画に基づき、市民、関係分野との連携により土地利用と連携した公共交通網の形成に取り組みます。

上越市都市計画マスタープラン(平成 27 年 7 月予定)

将来都市構造: 快適で充実した都市(生活)空間を形成し、  
 各拠点が相互に連携した持続可能な都市構造



上越市総合公共交通計画

【地域公共交通における将来像】

快適な暮らしを支える持続可能な地域公共交通

方針1 市民の日常の生活を支えます。(生活交通の維持・確保)

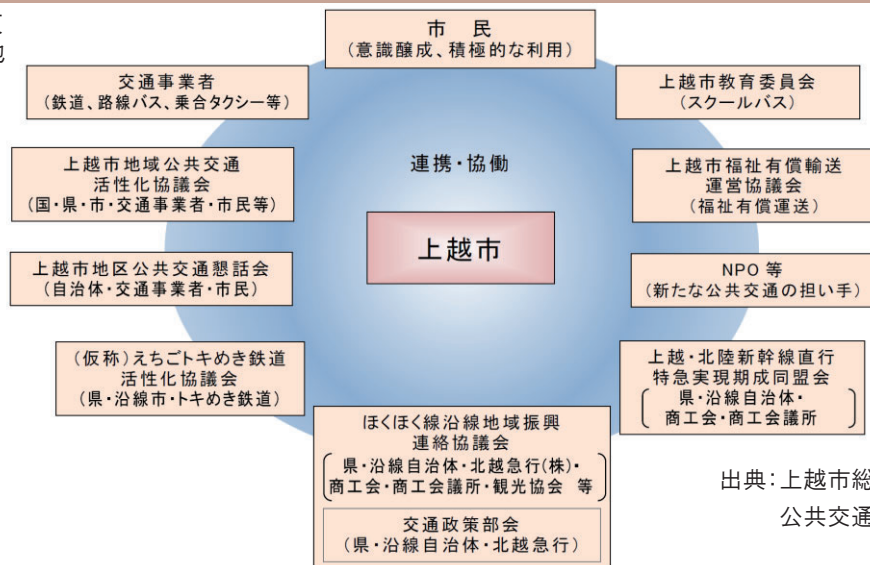
- 運転免許や自家用車を持たないなどの移動制約者\*の移動手段を確保する
- 各関係者が連携、協力し、公共交通の利便性の維持・向上に努める
- 利用状況や地域の実情にあわせた効率化、公共交通の再構築

生活交通の維持・確保や利便性の向上に向けた施策	
施策の方向性	施策
1) 運行の改善	a) 路線網の見直し      b) 新たな公共交通システム導入の検討 c) ダイヤの見直し      d) 運賃制度の見直し e) 停留所・駅の見直し      f) 車両の見直し
2) 利用環境の改善	a) 乗り継ぎ環境の改善      b) 予約方法の改善 c) 分かりやすい情報提供の充実
3) 市民の意識醸成	a) モビリティ・マネジメントの実施 b) 利用促進策の企画・実施
4) 市民・行政・公共交通事業者等の協働	a) 関係機関による検討会 b) PDCA サイクルによる評価・改善の実施

方針 2 市内外の交流促進を図ります。(二次交通の整備)

- 北陸新幹線の開業にあわせた市内外の交流促進に資する公共交通網整備
- 交通拠点と観光施設等をつなぐ二次交通の整備
- 乗り換えの生じる交通の結節点における魅力づくり

【「快適な暮らしを支える持続可能な地域公共交通」の実現に向けた体制】



出典: 上越市総合公共交通計画

- 上越市らしい特色ある景観の形成・保全を図るため、上越市景観計画(平成 21 年策定)に基づく取組を推進します。また、地域ニーズの変化などを踏まえながら、必要に応じて本都市計画マスタープランに基づき、景観計画区域\*、景観づくり重点区域\*など計画の見直しを行い、より充実した景観づくりの実現を目指します。
- 上越市景観条例により景観づくり重点区域\*に指定している安塚区においては、今後も区域指定を維持し、地域に調和した美しい景観づくりを総合的、計画的に推進します。
- 景観に関する市民への情報提供・意識啓発や、色彩ガイドライン、景観アドバイザー制度の運用などにより、引き続き市民、専門家の方々と協働し、景観づくりに取り組めます。

上越市景観計画の運用

美しい景観を守り育てていくため、平成 21 年に市全域を景観計画区域\*とする「上越市景観計画」を策定し、景観の形成・保全に取り組んでいます。

安塚区では、合併前から景観づくりに積極的に取り組んでいることから、全域を「景観づくり重点区域\*」に指定しています。

上越市としての特徴的な景観を現す一定の範囲や、今後数年の間に都市基盤整備など事業実施が予定されているなど、大きな変動が予想され、景観の保全や規制・誘導が必要とされる区域、また、住民意識の高まりにより、発意があった場合も、「景観づくり重点区域\*」としていくことを検討し、その区域の特性をいかしたきめ細やかな景観づくりを図っていきます。

景観づくり重点区域内における行為の届出制度(届出対象区域:安塚区)

届出対象行為

- ・建築物等の新築、新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替または色彩の変更
- ・広告物等の設置
- ・面積が 1,000 平方メートルを超える一団の土地の区画形質の変更
- ・市長が認定する樹木の伐採
- ・道路及び道路附帯施設の建設

- 以下の項目について、基準を定めています。
  - ・建築物・工作物の素材及び仕上げ、色、アクセントなど
  - ・道路景観の屋外広告物、自動販売機、道路付帯物など
  - ・水辺景観、環境美化、緑化など

～安塚区の取組～

「NPO 法人雪のふるさと安塚」「やすづか花の会」「きれいなまちを創ろう会」などをはじめ、町内会や自治会、小・中学校においても、市民による景観づくりや環境整備の有志活動が活発で、地域の活性化やコミュニティの醸成などに貢献し、住民の生活に浸透していることから、安塚区全域を「景観づくり重点区域\*」に指定しています。